

佐波川水系河川整備計画【国管理区間】
に関する資料

用 語 集

平成 26 年 5 月

国土交通省中国地方整備局

目 次

あ	行-----	用語- 1
	1. 安山岩（あんざんがん）	
	2. 一級河川（いっきゅうかせん）	
	3. 一級水系（いっきゅうすいけい）	
	4. 右岸（うがん） 左岸（さがん）	
	5. エコトーン、移行帯（いこうたい）	
	6. 越水（えっすい）	
	7. 堰堤（えんてい） 堰（せき）	
か	行-----	用語- 3
	8. 外来種（がいらいしゅ）	
	9. 河岸侵食（かがんしんしょく）	
	10. 学術参考林（がくじゅつさんこうりん）	
	11. 花崗岩（かこうがん）	
	12. 河床（かしょう）	
	13. 霞堤（かすみてい）	
	14. 河川カルテ（かせんかるて）	
	15. 河川環境管理基本計画（かせんかんきょうかんりきほんけいかく）	
	16. 河川管理（かせんかんり）	
	17. 河川管理施設（かせんかんりしせつ）	
	18. 河川管理者（かせんかんりしゃ）	
	19. 河川区域（かせんくいき）	
	20. 河川構造物（かせんこうぞうぶつ）	
	21. 河川サポーター（かせんさぼーたー）	
	22. 河川敷（かせんじき）	
	23. 河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）	
	24. 河道（かどう）	
	25. 河畔林（かはんりん）	
	26. 環境基準類型指定（かんきょうきじゅんるいけいしてい）	
	27. 慣行水利権（かんこうすいりけん）	
	28. 感潮区間（かんちょうくかん）	
	29. 基準地点（きじゅんちてん）	
	30. 汽水環境（きすいかんきょう）	
	31. 基本高水のピーク流量（きほんこうすい(たかみず)のピーくりゅうりょう）	
	32. 許可工作物（きょかこうさくぶつ）	
	33. 許可水利権（きょかすいりけん）	

- 34. 魚道（ぎょどう）
- 35. 距離標（きょりひょう）
- 36. 緊急用資機材（きんきゅうようしきざい）
- 37. 国管理区間（くにかんりくかん）
- 38. クラック（くらっく）
- 39. 計画規模（けいかくきぼ）
- 40. 計画高水位（けいかくこうすいゐ） H.W.L（はいうおーたーれべる）
- 41. 計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）
- 42. 県管理区間（けんかんりくかん） 指定区間（していくかん）
- 43. 降湖型（こうこがた）
- 44. 交互砂州（こうごさす）
- 45. 洪水（こうずい）
- 46. 高水敷（こうすいじき）
- 47. 洪水調節（こうずいちょうせつ）
- 48. 洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）
- 49. 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）
- 50. 護岸（ごがん）
- 51. 可動堰（かどうぜき） 固定堰（こていぜき）

さ 行-----用語- 11

- 52. 砂州（さす）
- 53. 三郡変成岩（さんぐんへんせいがん）
- 54. 支川（しせん）
- 55. 支川管理者（しせんかんりしゃ）
- 56. 支川処理（しせんしょり）
- 57. 縦横断測量（じゅうおうだんそくりょう）
- 58. 重要水防箇所（じゅうようすいぼうかしょ）
- 59. 取水制限（しゅすいせいげん）
- 60. 侵食（しんしょく）
- 61. 浸水想定区域（しんすいそうていくいき）
- 62. 浸透（しんとう）
- 63. 浸透対策（しんとうたいさく）
- 64. 水域（すいいき）
- 65. 水衝部（すいしょうぶ）
- 66. 水制（すいせい）
- 67. 水防警報（すいぼうけいほう）
- 68. 水防作業ヤード（すいぼうさぎょうやード）
- 69. 水門（すいもん）
- 70. 生活系及び農業系流入負荷（せいかつけいおよびのうぎょうけいりゅうにゅうふか）

71. 正常流量（せいじょうりゅうりょう）
72. 生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）
73. 関水（せきみず）
74. 瀬戸内海型気候（せとないかいがたきこう）
75. 洗掘（せんくつ）
76. 扇状地（せんじょうち）
77. 占用（せんよう）
78. 想定はん濫区域（そうていはんらんくいき）
79. ソフト対策（そふとたいさく）
80. そま山（そまやま）

た 行----- 用語- 16

81. 耐震性能照査（たいしんせいのうしょうさ）
82. 耐震対策（たいしんたいさく）
83. 多自然川づくり（たしぜんかわづくり）
84. 多重防御（たじゅうぼうぎょ）
85. 湛水域（たんすいいき）
86. 湛水区間（たんすいくかん）
87. 治水安全度（ちすいあんぜんど）
88. 抽水植物（ちゅうすいしょくぶつ）
89. 町歩（ちょうぶ）
90. 直轄河川（ちよっかつかせん）
91. 低水路（ていすいろ）
92. 堤内地（ていないち）、堤外地（ていがいち）
93. 堤防（ていぼう）
94. 堤防の決壊（ていぼうのけっかい）
95. 特定外来種（生物）（とくていがいらいしゅ（せいぶつ））
96. 都市用水（としょうすい）

な 行----- 用語- 20

97. 内水（ないすい）
98. 日本海型気候（にほんかいがたきこう）
99. 根固め（ねがため）
100. のり崩れ（のりくずれ）

は 行----- 用語- 21

101. 排水ポンプ車（はいすいぼんぷしゃ）
102. 排水樋門（はいすいひもん）
103. 引堤（ひきてい）

104. 避難勧告（ひなんかんこく） 避難指示（ひなんしじ）

105. 深掘れ（ふかぼれ）

106. 分水嶺（ぶんすいれい）

107. 本川（ほんせん）

ま 行----- 用語- 22

108. みお筋（みおすじ）

109. 水際（みずぎわ）

110. 水際植物の抽水部（みずぎわしょくぶつのちゅうすいぶ）

111. モニタリング（もにたりんぐ）

や 行----- 用語- 23

112. 遊水効果（ゆうすいこうか）

113. 余裕高（よゆうだか）

ら 行----- 用語- 24

114. ライフサイクルコスト（らいふさいくるこすと）

115. 利水（りすい）

116. 流域（りゅういき）

117. 流域界（りゅういきかい）

118. 流下（りゅうか）

119. 流下断面（りゅうかだんめん）

120. 流下能力（りゅうかのうりょく）

121. 流紋岩（りゅうもんがん）

122. 流量（りゅうりょう）

123. 漏水（ろうすい）

わ 行----- 用語- 26

124. わだち（わだち）

125. ワンド（わんど）

その他記号等----- 用語- 27

126. BOD（ビーオーディー）

127. T.P.（ティーピー）

「あ 行」

1. 安山岩（あんざんがん）

ケイ酸分を中程度（60%程度）含むマグマが、地表付近で急に冷えて固まってできた岩のことをいいます。

2. 一級河川（いっきゅうかせん）

一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川です。

なお、一級河川は一級水系のみに指定されるもので、二級水系に一級河川が指定されることはありません。

“一級水系”、“河川管理”参照

3. 一級水系（いっきゅうすいけい）

洪水被害や水利用等の観点から特に重要性の高い水系として国土交通大臣が政令で指定した水系で、全国で一級水系は109水系あります。

なお、一級水系以外では、都道府県知事が指定した水系が二級水系、その他の水系は単独水系となります。

それぞれの水系において、河川法の適用を受ける河川を一級河川と二級河川、河川法の規定の一部を準用する河川を準用河川、その他の小河川を普通河川といいます。

“一級河川”参照

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼を総称して水系とといいます。その名称は、一般的に本川名をとって、例えば佐波川水系という呼び方をします。

4. 右岸（うがん）、左岸（さがん）

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸とといいます。

佐波川では、河川に対して、西側が右岸、東側が左岸となります。

“河道”のイメージ図参照

5. エコトーン、移行帯（いこうたい）

異なる環境が連続して変化していく場所のことで「移行帯」または「推移帯」ともいわれ、ここでは川岸の水際がなだらかな様子を表しています。

特徴としては、陸域から水域へかけて環境が連続して変化していくため、比較的限られた空間の中でいろいろな動植物が生育・生息・繁殖できます。

このため、生物の多様性の保全の観点から重要な場所であるといえます。

6. 越水（えっすい）

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出す状態のことです。あふれた水が堤防の裏

法面（川裏）を削り、破堤の危険性が高まります。

7. 堰堤（えんてい）、堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水等の水を川から取水するため、水をせき止めて水位を上げ、用水路等への取水を可能にしたり、計画的な分流を行ったり、また下流側からの海水の逆流を防止すること等を目的として、河川を横断して設けられる施設を堰堤、または堰といいます。

取水堰（しゅすいげき）と呼ばれるものもあり、また、取水用の堰と用水の取り入れ口、魚道等を総括して頭首工（とうしゅこう）と呼ばれるものもあります。

「か 行」

8. 外来種（がいらいしゅ）

外来種とは、もともと日本にいなかった生物が、人間の活動によって日本に入ってきた生物のことをいいます。

また、同じ日本の中にいる生物でも、他の地域からもともといなかった地域に持ち込まれた場合に、もともとからその地域にいる生物（在来種といえます）に影響を与える場合があります。このような種についても、外来種といわれています。

“ 特定外来生物 ” 参照

9. 河岸侵食（かがんしんしょく）

洪水の作用により河岸に横方向の侵食が発生することです。

10. 学術参考林（がくじゅつさんこうりん）

大正4年の山林局長通達「保護林設定二関スル件」を根拠に、国有林の内部規制として「保護林制度」が発足し、その中で指定された保護林の1種のことです。保護林制度によると、「学術参考林は、学術上又は施業上の参考として、保存する目的を以て仕立つる森林にして、その中国有保護林は、国有林中学術の参考となる林分及び保護を要する鳥獣若しくは珍奇なる植物、その他天然記念物に関係を有する森林と認め、国に於て特に設定せるもの、国定原始林は、主として史跡名勝天然記念物として国より指定せられ、天然の状態をそのまま維持するため、林木は勿論林下の灌木・草類乃至る樹幹に纏絡せる蔓、その他林中に棲む禽獣の如きをも総て原始の姿を失わしめず、縦令枯損・風倒等の樹木と言えども之を伐採せざるもの又模範林・演習林・樹種見本林は、各その名を示す如く林業上の模範・演習・試験・樹種の見本に供するため、国若しくは道府県市町村その他に於いて設置せるものなり。」と記載されています。

現在では、平成元年に保護林の区分体系が一新され保護林制度の再編・拡充を図られたことにより、現行の保護林制度における保護林の種類は、（1）森林生態系保護地域、（2）森林生物遺伝資源保存林、（3）林木遺伝資源保存林、（4）植物群落保護林、（5）特定動物生息地保護林、（6）特定地理等保護林、（7）郷土の森の7種類となりました。

11. 花崗岩（かこうがん）

ケイ酸分を多く（70%前後）含むマグマが、地下深部でゆっくり冷えて固まってできた岩のことをいいます。

12. 河床（かしょう）

平常時の河川の水に覆われた部分の川底のことをいいます。

“ 河道 ” のイメージ図参照

13. 霞堤（かすみてい）

急流河川において用いられる歴史的な治水方式で、堤防を不連続な二重の構造として開口部

を存置している箇所をいいます。

洪水時に上流の霞堤開口部から洪水をあふれさせて、下流へ流れる河川内の流量を低減させ水位を下げる機能とともに、上流であふれてはん濫した水を、下流の霞堤開口部から時間差で河川内に戻す機能を持っています。

14．河川カルテ（かせんかるて）

河川管理に必要な河道状況や被災履歴等を整理したもので、適切な維持管理に活用しています。

15．河川環境管理基本計画（かせんかんきょうかんりきほんけいかく）

河川環境管理基本計画は、河川の治水及び利水機能を確保しつつ、河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるもので、昭和 56 年から平成 4 年にかけて、国が管理する全国 109 水系で河川環境管理基本計画（河川空間管理計画）の策定が行われました。

16．河川管理（かせんかんり）

河川管理とは、次の三つの目的を達成するために行うものです。

- 1)洪水、高潮等による災害発生を防止するための堤防や護岸の設置、災害を誘発する恐れのある行為の規制、さらに災害を軽減するための洪水時の水防活動等
- 2)上水道、かんがい、発電等のための河川水の利用および流水の正常な機能の維持、河川内の公園等の土地利用等に係る適正な河川利用を確保するための許認可およびその監督
- 3)良好な水質や生態系の保全、良好な景観等の河川が本来有する機能を確保するための調査や監視、維持

なお、一級河川の管理は、国土交通大臣が行います（河川法第 9 条第 1 項）。

「河川法（抜粋）」

（一級河川の管理）

第 9 条一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

17．河川管理施設（かせんかんりしせつ）

ダム、堰、排水門、堤防、護岸、床止め等の洪水防御等の河川管理を目的として設置された施設をいいます。

18. 河川管理者（かせんかんりしゃ）

河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければなりません。

この管理について権限をもち、その義務を負う者です。

“一級水系”の一覧表参照

19. 河川区域（かせんくいき）

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域といいます。

河川区域は洪水等災害の発生を防止するため等に必要な区域であり、河川法が適用される区域です。

“河道”のイメージ図参照

20. 河川構造物（かせんこうぞうぶつ）

河川に設けられる河川管理施設と許可工作物の総称をいいます。

“河川管理施設”、“許可工作物”参照

21. 河川サポーター（かせんさぼーたー）

河川管理者が沿川住民に募集を行い、応募者から任命された方に協力していただく取り組みです。これは、河川の管理体制の強化等を目的として、日常見ている川の様子や川への思いを情報発信していただくとともに、地域との連携を強化することです。

22. 河川敷（かせんじき）

平常時は川の水が流れないが、水位が上がった時（洪水時）に流れる場所。

“高水敷”参照

23. 河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）

国土交通省および自治体により、全国 109 の一級水系の河川および主要な二級水系の河川や、国管理・水資源機構管理のダムおよび県管理のダムについて、河川における環境面からの基礎情報の収集・整備を目的として実施しています。

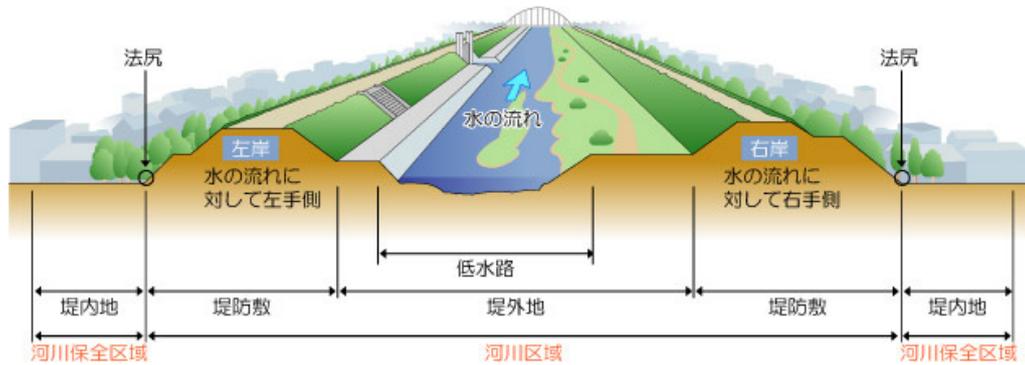
調査の内容は、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の生物調査と、河道にある瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用実態を調査する「河川空間利用実態調査」があります。

24. 河道（かどう）

平常時もしくは洪水時に河川の水が流下する区間のことです。

通常は堤防または河岸と河床とで囲まれた部分を指します。

河道のうち、常時水が流れる部分を低水路、洪水時のみ流水が流れる堤防以外の部分を高水敷（河川敷）といいます。



25．河畔林（かはんりん）

河川のほとりや河岸に生育する樹木群をいいます。

26．環境基準類型指定（かんきょうきじゅんるいけいしてい）

環境基本法により定めることとなっている、河川等の公共用水域の水質汚濁における環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準のことであり、該当する水域毎に定められています。

河川であれば、AA～Eまでの6段階に区分されており、この区分を類型といいます。河川の汚濁状況を図る指標であるBOD基準値でいえば、AA類型1mg/L以下、A類型2mg/L以下、B類型3mg/L以下、C類型5mg/L以下、D類型8mg/L以下、E類型10mg/L以下となっています。

また、ダム等の湖沼では、AA～Cまでの4段階に区分されており、河川の基準とは異なった類型の区分となっています。

“BOD”参照

27．慣行水利権（かんこうすいりけん）

明治29年の旧河川法制定以前から取水していた事実によって、社会慣行として成立した水利秩序が権利化した水利権のことをいいます。

“許可水利権”参照

28．感潮区間（かんちょうくかん）

河川の河口付近で水位や流速に海の潮汐が影響を与える区間をいいます。

29．基準地点（きじゅんちてん）

洪水を防ぐための計画を作成するとき、代表となる地点です。この地点で基本高水や計画高水流量を定め、その河川の改修計画が作成されます。大きな河川では、複数の基準地点が設定されています。

30．汽水環境（きすいかんきょう）

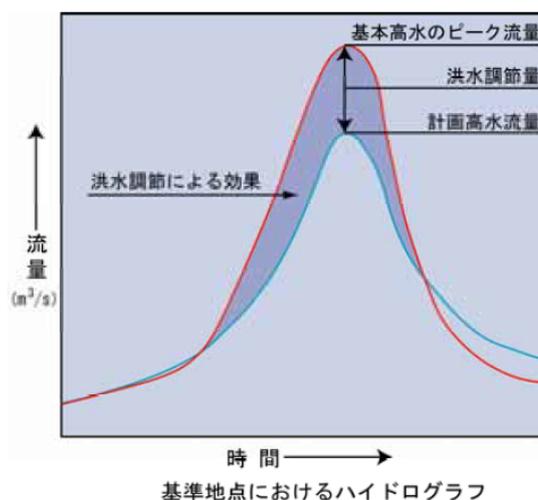
川から流れてきた淡水と、塩分を含んだ海水が交じり合った水域環境のことで、主に河口部がこれにあたります。

31. 基本高水のピーク流量（きほんこうすい(たかみず)のピーくりゅうりょう）

基本高水とは、洪水を防ぐための計画で基本となる洪水波形（流量が時間的に変化する様子を表したグラフをハイドログラフといいます）です。

基本高水のピーク流量とは、このグラフに示される最大流量です。

この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言い換えるなら流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量を表現しています。



32. 許可工作物（きょかこうさくぶつ）

橋梁や道路、かんがい用水や水道用水を河川から取水するための施設、下水処理した水を河川に流す施設等、河川管理者以外の者が河川管理以外の目的で河川区域内に設置する工作物です。

これらは河川管理者の許可を得て河川区域内に設置されていることから、許可工作物と呼んでいます。

33. 許可水利権（きょかすいりけん）

河川法第 23 条の許可を受けた水利権のことをいいます。

“ 慣行水利権 ” 参照

34. 魚道（ぎょどう）

魚が上下流に移動できるように、河川を横断して設置されている堰等に設けられた水路のことです。

35. 距離標（きょりひょう）

河口からの距離を表すもので、堤防等の位置を明確に示すために約 200m 毎に設置しています。

36. 緊急用資機材（きんきゅうようしきざい）

水防活動を行う上で必要な土砂の備蓄などのことをいいます。

37. 国管理区間（くにかんりくかん）

国土交通大臣が自ら管理する区間をいいます。

“ 河川管理 ” 参照

38. クラック（くらっく）

護岸等にできるひび割れのことです。

39. 計画規模（けいかくきぼ）

治水整備の目標であり、流域の重要度に応じて設定されるものです。計画規模は、超過確率年（1/100等）で表されます。

40. 計画高水位（けいかくこうすい） H.W.L（はいうおーたーれべる）

堤防の設計、河道の整備等の基準となる水位のことであり、整備完了後の計画規模以下の洪水については、計画高水位以下の部分を流れます。



41. 計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）

堤防の設計、河道の設計をする場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として定められる計画上の河道を流れる最大流量です。

言い換えれば、基本高水のピーク流量から各種洪水調節施設での洪水調節流量を差し引いたものです。

“基本高水のピーク流量”参照

42. 県管理区間（けんかんりくかん）、指定区間（していくかん）

一級河川において、都道府県知事が事務を行うことができる区間として国土交通大臣が指定する区間をいいます。

一級河川のうち、国管理区間以外の河川は、通常の管理を都道府県知事に委任しています。この区間は、国土交通大臣が指定することによって決まります。

“河川管理”参照

43. 降湖型（こうこがた）

一生の間に湖に流れ込む川（淡水）と湖（淡水）の間を回遊するタイプの魚類のことをいいます。

44. 交互砂州（こうごさす）

直線的な河道や緩やかな連続蛇行河道内に左右交互に規則的に出現した砂州のことです。

45. 洪水（こうずい）

台風や前線などによってもたらされた大雨により、川を流れる水の量が急激に増大する現象を洪水といいます。一般には川から水があふれ、はん濫することを洪水と呼びますが、河川管理上ははん濫を伴わなくても洪水と呼びます。

46. 高水敷（こうすいじき）

高水敷は、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地で、一

一般的に、河川敷とも呼ばれます。

平常時にはグラウンドや公園等様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かることがあります。

“河道”のイメージ図参照

47. 洪水調節（こうずいちょうせつ）

人工的に建設した洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水流量の一部を貯めることによって、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）ことです。

48. 洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）

浸水被害等の発生が予想される危険区域や避難場所等を示した地図のことです。



49. 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法および気象業務法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して洪水予報を実施する河川として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川のことです。

水位情報周知河川（すいいじょうほうしゅうちかせん）

国土交通省ならびに都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により経済上重大または相当な損害を発生するおそれがある河川を、水位情報周知河川として指定しています。

この水位情報周知河川では、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位である「避難判断水位」を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知しています。

50. 護岸（ごがん）

川を流れる水的作用（侵食作用等）から河岸や堤防を守るために、表水面（おもてのりめん：流水があたる堤防等の斜面）に設けられる施設で、コンクリートブロック等で覆うような構造のものです。

51. 固定堰（こていぜき） 可動堰（かどうぜき）

固定堰と可動堰は、堰の構造が異なります。固定堰は、門扉などの可動部がない堰であり、水中に石積みやコンクリートなどの構造物を設けて水をせき止めるだけのものです。門扉が固定されているため、流量を意図的に制御することはできません

可動堰は、門扉などの可動部をもつ堰であり、門扉を操作することで意図的に流量を制御し洪水時には水を迅速に流下させることができます。

“堰堤、堰”参照

「さ 行」

52. 砂州（さす）

流水によって運ばれた砂や砂礫が集まり、水面上に現れた所をいいます。わん曲部の内側によく形成されます。直線的な河川でも砂州が交互に形成される場合があります、交互砂州といいます

“ 交互砂州 ” 参照

53. 三郡変成岩（さんぐんへんせいがん）

変成岩とは、古生代後期の海成層が高圧・低温 型の変成作用を受けて生じてできた岩のことをいいます。三郡変成岩は、北九州から中国地方を経て、近畿地方西部にかけて広く分布しています。三郡とは、福岡県中央部の直方平野と筑紫平野の間に位置する三郡山が由来となっており、粕屋（かすや）、筑紫（ちくし）、嘉穂（かほ）の3郡の境に位置することから三郡山と名づけられました。

54. 支川（しせん）

本川に合流する河川のことです。

また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼びます。

さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。



“ 右岸、左岸 ” 参照

55. 支川管理者（しせんかんりしゃ）

河川は、重要度に応じて一級水系、二級水系等に別れ、それぞれ河川管理者が異なります。また、一級水系でも国管理区間や指定区間、準用河川・普通河川に別れ河川管理者が異なります。

佐波川での表記

佐波川は一級水系ですが、支川は指定区間や準用河川・普通河川のため、その管理者は都道府県知事又は市町村長となります。

“ 一級水系 ”、“ 河川管理 ”、“ 県管理区間、指定区間 ” 参照

56. 支川処理（しせんしより）

洪水によって本川の水位が上昇した場合、本川と支川が合流する地点では、本川の洪水が支川を逆流し水位が上昇します。上昇した水位によって支川の堤防から洪水が溢れないようにするため、本川と支川の合流点の対策を実施することをいいます。

“本川”“支川”参照

57. 縦横断測量（じゅうおうだんそくりょう）

河川の縦断方向、横断方向の形状を計測する測量のことです。

58. 重要水防箇所（じゅうようすいぼうかしょ）

過去の洪水で堤防等が被災した箇所や堤防断面が不足する箇所等、洪水時に堤防が被災する可能性が高く、厳重な警戒が必要な箇所をいいます。

洪水の時には、堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出たりしないように、水防団の方々が土のうを積む等の「水防」活動を行います。

そうした事態をいち早く察知するため、洪水が一定の規模になると水防団の方々は危険な箇所がないかどうか、堤防等を点検しますが、点検する区間が長いため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水等の実績等から、あらかじめ水防上重要な区間を認識しておけば、より効率的な点検ができ、危険な箇所の早期発見につながります。

このような考えから毎年重要水防箇所を定めるとともに、洪水期前には関係者でその年の重要水防箇所を確認する合同巡視も行っています。

59. 取水制限（しゅすいせいげん）

異常な少雨などによってダム等の貯水位が減少したとき、河川から取水する量を減らすことです。

60. 侵食（しんしょく）

流水等の作用で河床や堤防の土砂が削り取られることをいいます。

“洗掘”参照

61. 浸水想定区域（しんすいそうていくいき）

浸水想定区域とは、洪水防御に関する計画の基本となる降雨（佐波川では概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨）により、現在の河川の整備状況において、河川が堤防の決壊等によりはん濫した場合に浸水が想定される区域のことです。

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、洪水予報河川および水位情報周知河川において河川管理者が指定・公表します。

なお、浸水想定区域図とは、浸水想定区域とその区域内の浸水深を示した図面のことをいいます。

“洪水予報河川”参照

62. 浸透（しんとう）

河川水および降雨等が堤防や堤防基盤内部にしみ込んでいく現象をいいます。

また、堤防内部等に浸透した水が川裏や堤内側の地盤から湧き出す現象を漏水といい、漏水量が多くなると川裏側から堤防が崩壊することがあり、堤防の被災の原因の一つとなります。

“漏水”参照

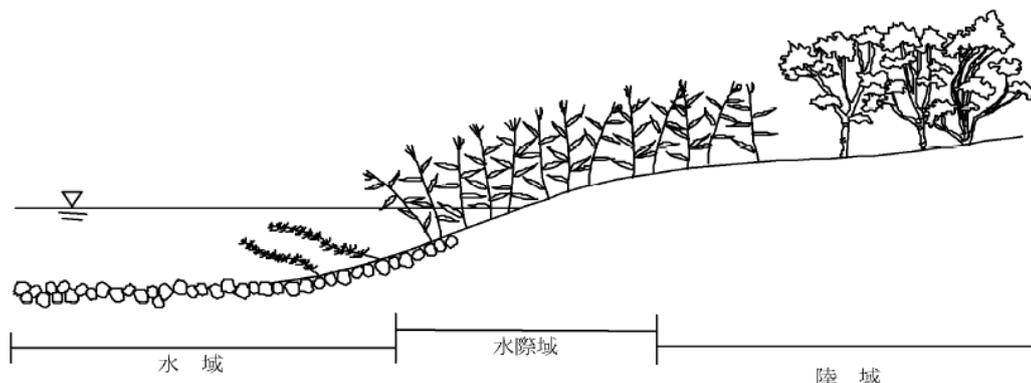
63. 浸透対策（しんとうたいさく）

堤防内に浸透した水および表面水を速やかに排除するなどの対策を行うことです。

64. 水域（すいいき）

河川の空間は、水が流れるあるいはとどまっている水域（水域環境）、日常的に水の影響を受ける水際（水際環境）、日常的には水の影響を受けない陸域（陸域環境）に分けられます。

水域環境は、魚類、底生生物等の生息・生育・繁殖空間となっています。



65. 水衝部（すいしょうぶ）

河川の湾曲部等で水の流れが強くあたる箇所で、洗掘が生じやすい箇所のことです。



66. 水制（すいせい）

川を流れる水的作用（侵食作用等）から河岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くしたりすることを目的として設けられる施設です。

形状としては、水の流れに対して直角に近いものから、平行に近いものまでいろいろあり、また構造としても、水が透過するように作られたものから、水を透過させないように作られたものまであります。

求められる機能に応じていろいろな形状・構造のものがあります。

67．水防警報（すいぼうけいほう）

水防警報は、国土交通大臣または都道府県知事が、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えることを目的して発令されるもので、各関係機関に通知されます。

水防警報は、川ごとにあらかじめ決めておいた水位観測所（水防警報対象水位観測所）の水位に対して、水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位（計画高水位）など水防活動の目安となるような水位を決めておき、川の水かさがその水位あるいはその水位近くまで上昇すると発令されます。

68．水防作業ヤード（すいぼうさぎょうやード）

水防資材の保管や、水防活動時に土のうを作成するための作業場所をいいます。

69．水門（すいもん）

堤防を分断してゲートを設置した施設を水門と呼びます。

水門は堰と異なりゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。

70．生活系及び農業系流入負荷（せいかつけいおよびのうぎょうけいりゅうにゅうふか）

川に流入する有機物や栄養源のうち、家庭等の生活環境から流入するものを生活系流入負荷といい、水田や畑から流入するものを農業系流入負荷といいます。

水田では、4月下旬から5月初旬にかけて代かき・田植え等があり、季節によって農地からの負荷量は大きく変動します。

また、家庭や工場、事業所排水等は、排水地点や量を把握することができるため点源負荷といい、田畑や市街地の舗装道路からの排水等は、汚濁の排出点を特定できないため、面源負荷といいます。

71．正常流量（せいじょうりゅうりょう）

流水の正常な機能を維持するために必要な流量であり、適正な河川管理のために定めるものです。正常流量は、湧水のみならず、1年365日を通じて河川における流水の正常な機能の維持を図るものであり、流量の変動も重要な要素となっています。

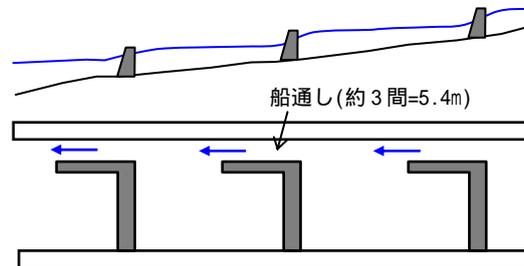
72．生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）

野生の生きものが必要とする繁殖の場や餌場、休息の場などの様々な場と、渡りや繁殖、巣立ち、給餌、休息など様々な目的の移動経路の繋がりのことです。

生きものが必要とする場と生きものの移動経路から構成される生態系ネットワークが失われた場合には、繁殖がうまくいかなくなる等、生きものの存在にも支障を来す場合があります。

73. 関水（せきみず）

東大寺再建のための材木を搬出するため、流路を堰止め水位をかせぎ、堰側水路より流下させたものを関水と呼びます。関水は、河口から現佐波川ダム付近までの間に 118 個も作らせて、水深を確保し水運を行っていました。



74. 瀬戸内海型気候（せとないかいがたきこう）

瀬戸内海を中心とした地域に見られる気候で瀬戸内気候ともいいます。降水量が少なく、晴天日数や日射量の多いことが特徴です。瀬戸内海は中国・四国の両山地に囲まれていて、冬の北西の季節風も夏の南東の季節風も山を越えて吹き込むため、降水量が比較的少なく、年間 1,000～1,300mm の地域がほとんどです。また、冬も温暖な気候となっています。

75. 洗掘（せんくつ）

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表法面（川表）の土が削り取られることです。削られた箇所がどんどん広がると破堤を引き起こすことがあります。

76. 扇状地（せんじょうち）

河川が山地から低地に移り、流れが緩やかな場所に堆積物が積もってできる扇形の地形のことをいいます。

77. 占用（せんよう）

河川の一部を法律に基づいて排他独占的に使用することをいいます。

78. 想定はん濫区域（そうていはんらんくいき）

河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（計画高水位よりも地盤高が低い区域）です。
“ 計画高水位 ” 参照

79. ソフト対策（そふとたいさく）

治水工事による対策でなく、適切な避難対策のためのハザードマップ作成や、早めの避難対策のため、現在の雨量、主な河川の水位等の情報提供などをソフト対策といいます。

ハード対策（はーどたいさく）

洪水による被害を軽減するための工事を治水工事といいます。このような工事による対策をハード対策といいます。

80. そま山（そまやま）

そま(杣)山とは、古代から中世にかけて律令国家や貴族・寺社などのいわゆる権門勢家が、造都や建立など大規模な建設用材を必要とする事業に際して、その用材の伐採地として設置した山林のことです。

「た　　行」

81．耐震性能照査（たいしんせいのおしょうさ）

地震による振動に対し、施設の安全性の度合いを示したものです。河川構造物については、外力となる地震をレベル1，レベル2の2段階に分けて評価を行います。レベル1は、数十年に1度発生するような中規模の地震を想定しており、この地震に対し施設が損傷しないかを評価します。レベル2は、対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震動を想定しており、この地震に対し施設の損傷は許容し、施設の機能を果たすことができるかを評価します。

82．耐震対策（たいしんたいさく）

地震時の影響下による施設の損傷を保護するなどの対策を行うことです。

83．多自然川づくり（たしぜんかわづくり）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための川づくりです。

すべての川づくりの基本となる考え方であり、調査、計画、設計、施工、維持管理等のすべての河川管理において実施していくものです。

84．多重防御（たじゅうぼうぎょ）

施設整備による防災と避難情報の提供等の減災を複合して整備することをいいます。防災とは、施設整備により被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とは、あらかじめ被害の発生を想定した上で、発生し得る被害を最小化するための取り組みです。

85．湛水域（たんすいいき）

ダムや堰等により河川の流水が貯留される一定の区域を湛水域といい、貯留される流水の最高水位における水面が土地に接する線によって囲まれる区域のことです。

86．湛水区間（たんすいくかん）

ダムや堰等の設置地点より湛水域の上流側末端までをいいます。

87．治水安全度（ちすいあんぜんど）

洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いをいいます。

“計画規模”参照

88．抽水植物（ちゅうすいしょくぶつ）

水生植物のうち、ヨシのように水底に根を張っているものの、葉や茎を水上にだしている植物のことです。

抽水植物は、水質の浄化に役立つとともに、魚類や鳥類の生息の場にもなります。

89．町歩（ちょうぶ）

豊臣秀吉が行った太閤検地における、田畑や山林などを測量する際の面積示す単位です。1町歩の10の1を反といいます。現在の単位では、1町が約1ha（10,000m²）になります。

90．直轄河川（ちょっかつかせん）

国が管理する河川のことをいいます。全国で109水系あります。

91．低水路（ていすいろ）

平常時から河川の水が流れているところをいいます。

92．堤内地（ていないち） 堤外地（ていがいち）

堤防によって洪水はん濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と呼びます。

昔、日本の低平地では、輪中堤によって洪水という外敵から守られているという感覚があり、自分の住んでいるところを堤防の内側と考えていたことが名称の由来といわれています。

“河道”のイメージ図参照

93．堤防（ていぼう）

河川では、計画高水位以下の水位の流水を安全に流すことを目的として、山に接する場合等を除き、左右岸に堤防を築造します。

構造は、基本的には盛土によりますが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）等で築造することもあります。

“河道”のイメージ図参照

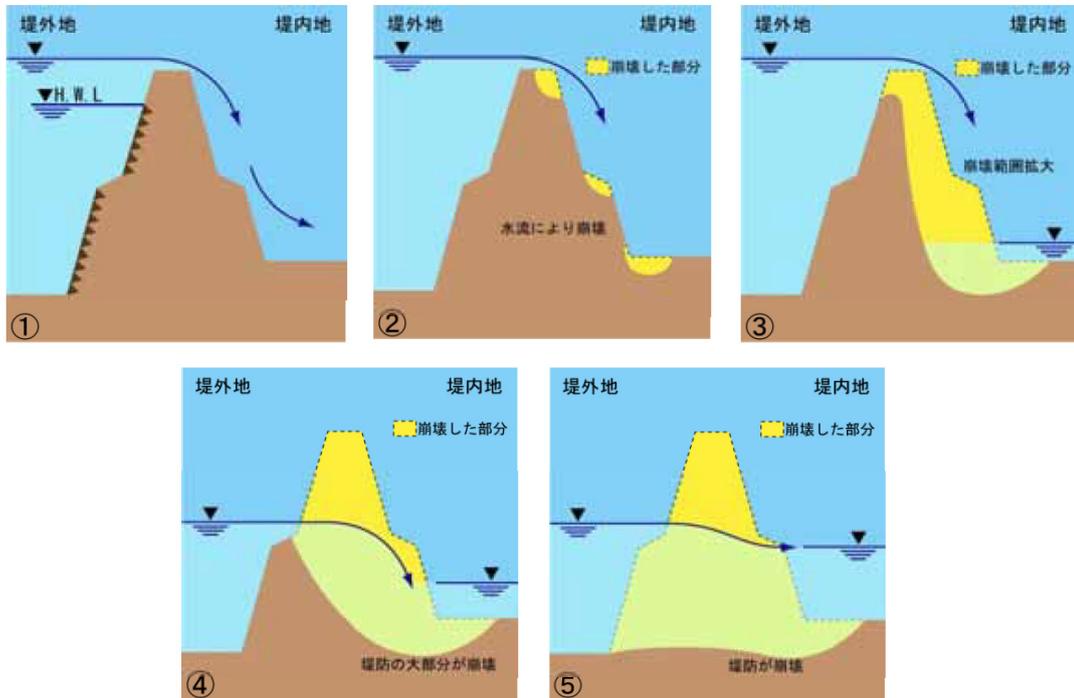
94．堤防の決壊（ていぼうのけっかい）

流水等の作用により、堤防が壊れることです。

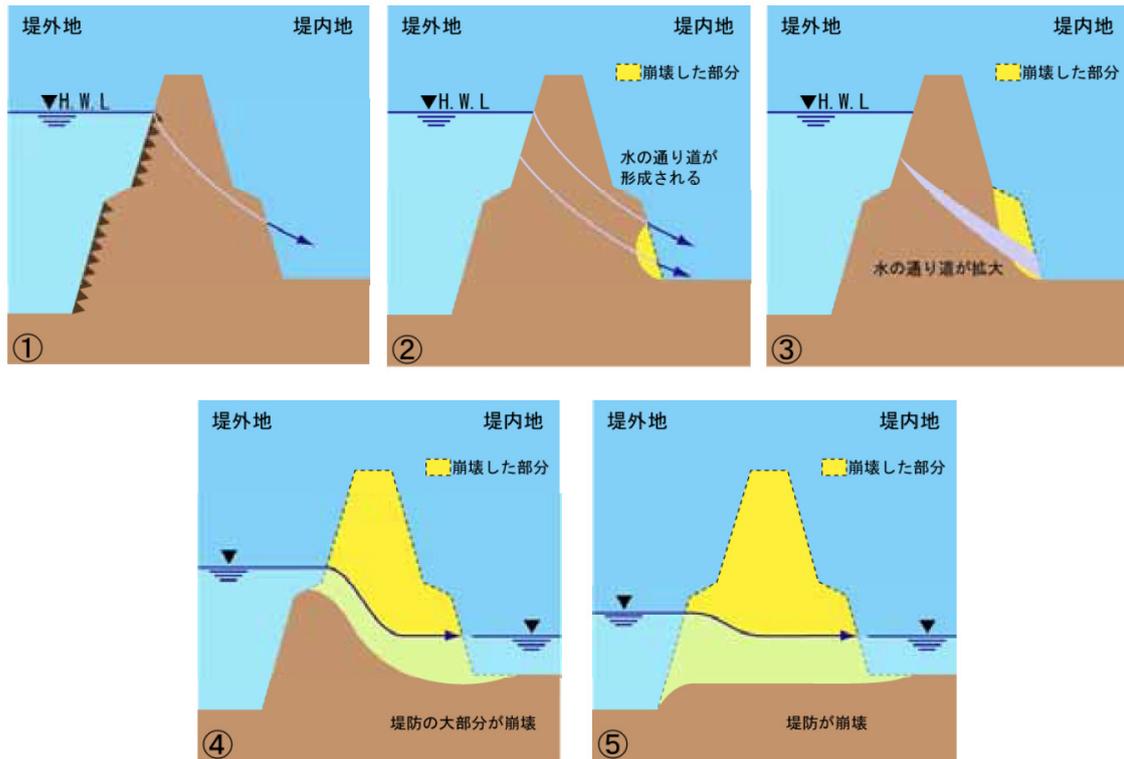
堤防が決壊すると、増水した河川の水が堤防の居住地側（堤内地）に流れ出します。

増水した河川の堤防において、洗掘、亀裂、漏水、越水等が生じると、堤防の決壊を引き起こす原因となります。

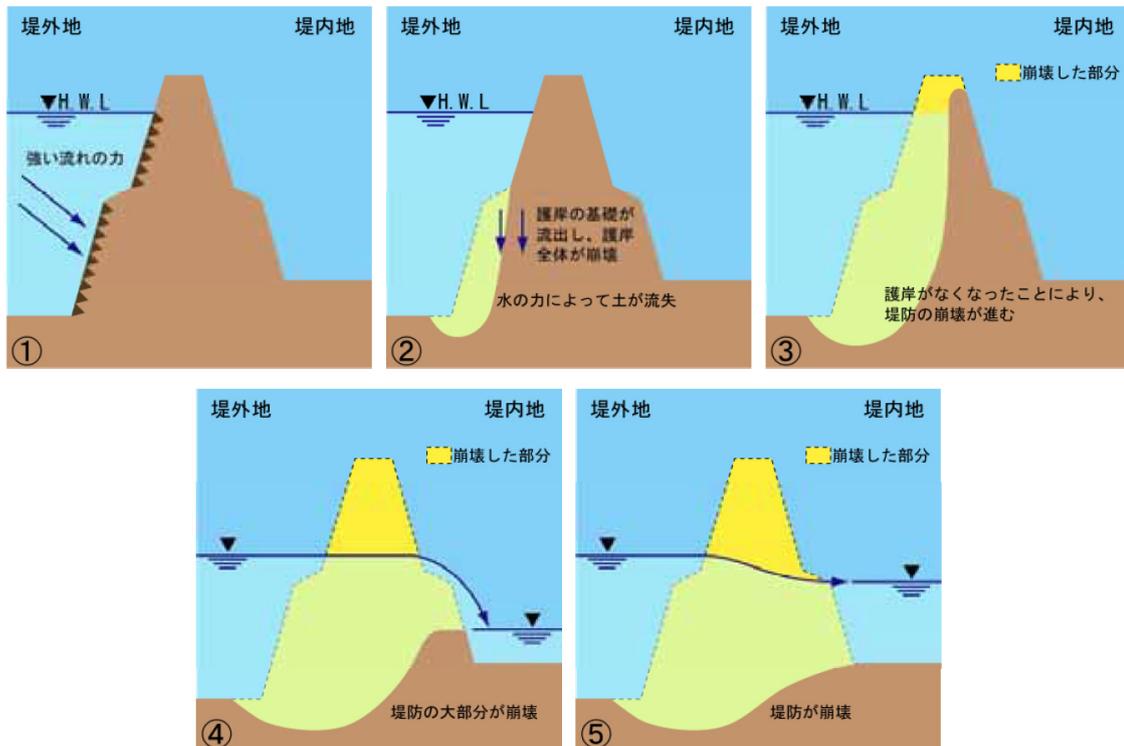
越水による堤防決壊のイメージ



漏水による堤防決壊のイメージ



洗掘による堤防決壊のイメージ



95．特定外来種（生物）（とくていがいらいしゅ（せいぶつ））

海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を与える、または与える恐れがあるものとして指定された生物をいいます。

平成17年10月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、指定されている動植物を野外へ放つ、植えるおよびまくことは禁止されています。

96．都市用水（としょうすい）

工場や上水道などの都市生活に必要な水のことをいいます。

「な 行」

97．内水（ないすい）

洪水時に本川の水位が支川の水位より高くなると、本川の水が逆流するのを防ぐために排水門等のゲートを閉めるため、支川の流水を本川に排水できなくなり、堤内側に流水が溜まる現象を内水といいます。

また、このために堤内地で、はん濫が生じる現象を内水はん濫といいます。

98．日本海型気候（にほんかいがたきこう）

日本海側を中心とした地域に見られる気候で、日本海側気候ともいいます。特徴としては、冬季の降水量（積雪量）が多いことです。これは、冬の寒冷なシベリア気団が日本海上を南下すると、日本海の海水温度が高いために下層から暖められて上下に対流を起こし、不安定な湿った気団に変質します。この湿った気団が日本海に面した山脈に突き当たり、山腹を吹き上げられると断熱冷却が起こり多量の雪を落とします。

99．根固め（ねがため）

洪水時に河床の洗掘が著しい場所において、護岸基礎工前面の河床洗掘を防止することです。

100．のり崩れ（のりくずれ）

雨の浸透や川の流れなどにより、堤防の斜面が崩れることをいいます。のり崩れが連続して生じると、堤防が弱くなり、危険性が高まります。

「は 行」

101．排水ポンプ車（はいすいぼんぷしゃ）

洪水時に樋門などを閉じてしまうと堤内地側に降った雨水が本川へ排水できないので、堤内地側の水を本川へ排水する施設が必要となります。排水ポンプ車は、排水作業に必要な機材を車両に全て搭載し、浸水箇所に出動してポンプを稼動して堤内地側の水を本川へ排水しています。

102．排水樋門（はいすいひもん）

堤内地の雨水や水田などの水が水路を流れて大きな川（本川）に合流するときに、大きな川から逆流しないように、堤防を横断して設ける施設を排水樋門と呼びます。排水樋門には、洪水時に大きな川からの逆流を防止するためのゲートを設けています。

103．引堤（ひきてい）

河川改修において、既設の堤防より堤内地側に新たに堤防を築造することです。これにより川幅を拡大し、洪水時に流れる流量を増やします。

104．避難勧告（ひなんかんこく）、避難指示（ひなんしじ）

対象地域の土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に、住民に対して行われる勧告です。災害対策基本法 60 条に基づき、原則、市町村長の判断で行われます。

避難勧告よりも緊急度が高い災害等の場合、さらに拘束力が強い「避難指示」が発令されます。この発令も災害対策基本法 60 条に基づき市町村長の判断で行われます。

105．深掘れ（ふかぼれ）

流水によって、水衝部等の堤防や低水護岸前面の河床が、深く掘れる現象のこと、あるいは掘れた状態をいいます。

“洗掘”参照

106．分水嶺（ぶんすいれい）

雨水が異なる方向に流れる境界のことであり、水系と水系の境界を指します。山岳地帯では山稜が境界になるので分水嶺といいます。分水界、分水線、分水境界などともいいます。

107．本川（ほんせん）

幹川を指し、一般に横から流入する支川に対して本川とといいます。



「ま 行」

108．みお筋（みおすじ）

平常時に流水が流れている道筋のことをいいます。川幅は広くともみお筋はその一部であり、しかも川の法線どおりではなく、曲がりくねっているのが普通です。

109．水際（みずぎわ）

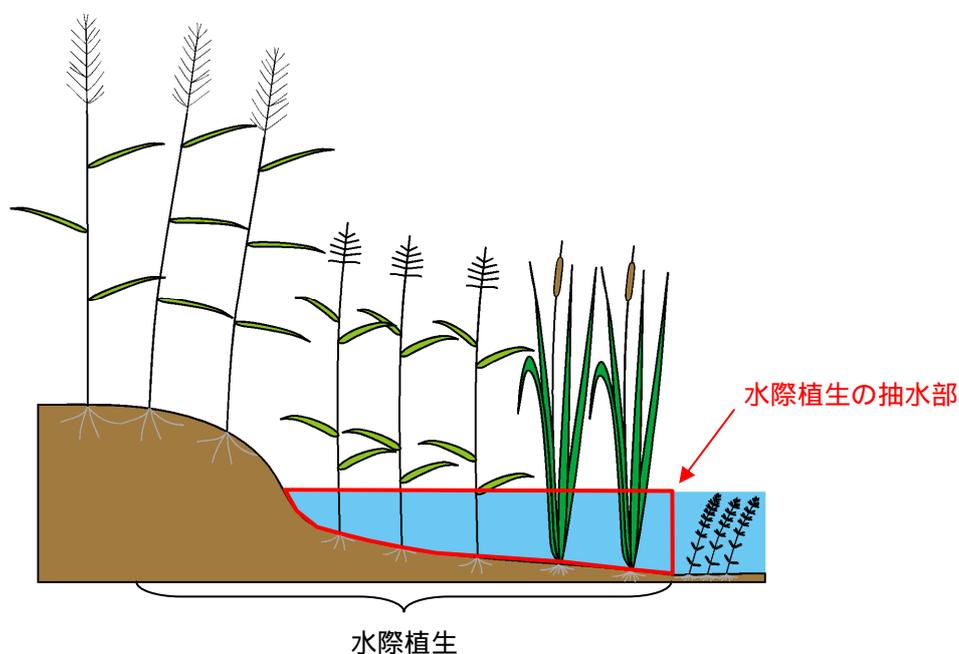
河川の空間は、水が流れるあるいはとどまっている水域（水域環境）、日常的に水の影響を受ける水際（水際環境）、日常的には水の影響を受けない陸域（陸域環境）に分けられます。

水際環境は、水域と陸域をつなぎ多様な動植物が生息・生育・繁殖する空間となっています。

“水域”のイメージ図参照

110．水際植生の抽水部（みずぎわしょくせいのちゅうすいぶ）

水際に成立する植生（水際植生）のうち、水面下の部分のことを示します。



111．モニタリング（もにたりんぐ）

日常かつ継続的な監視・点検を行うことです。

「や 行」

112．遊水効果（ゆうすいこうか）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させることをいいます。

113．余裕高（よゆうだか）

堤防の高さと計画高水位の間にとっている余裕の高さのことをいいます。この余裕は、洪水時の巡視や水防活動中の安全確保、風浪・うねり等の計画高水位には考慮されていない水位上昇に対して堤防の安全を確保するためのものです。

「ら 行」

114．ライフサイクルコスト（らいふさいくるこすと）

施設の維持管理に掛かる費用のことです。河川管理であれば、堤防の除草や樹木伐採のほか、樋門やポンプ場等は、施設のメンテナンスも含まれます。

115．利水（りすい）

河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用することです。

116．流域（りゅういき）

降雨や降雪が、その河川に流入する全地域（範囲）のことです。集水区域と呼ばれることもあります。



117．流域界（りゅういきかい）

隣接する流域間の境界線のこと示しており、分水界ともいいます。

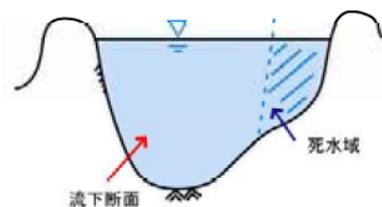
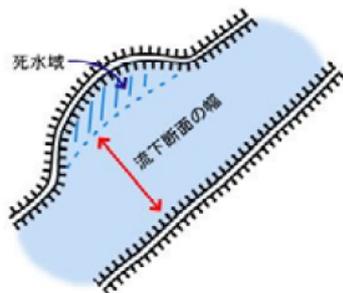
118．流下（りゅうか）

流水が下流側へ移動する（流れる）現象のことです。

119．流下断面（りゅうかだんめん）

水を流すのに有効な河川の横断面のことです。

平面的に見て急激に河道が広がって水が滞留するところはこの含まれません。（死水域といっています。）



120．流下能力（りゅうかのうりょく）

河川や水路・管渠など、洪水を流すために設置された施設の能力を流量で表示したものです。

河川では、一般的に堤防高や高水敷など、所定の高さに対する流下能力を縦断的に示し、能力の有無を把握します。

“流量”参照

121．流紋岩（りゅうもんがん）

ケイ酸分を多く（70%前後）含むマグマが、地表付近で急に冷えて固まってできた岩のことをいいます。

122．流量（りゅうりょう）

単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値で、単位は「 m^3/s 」です。

123．漏水（ろうすい）

洪水時に河川水および降雨が、堤防へ浸透し堤防法尻から水が噴き出す現象のことです。

河川水位が高く、その水位の継続時間が長いほど、その水圧で堤防に水が浸透し、漏水現象が発生しやすくなり、堤防が壊れやすくなります。

“浸透”参照

“河道”のイメージ図参照

「わ 行」

124. わだち(わだち)

道路など、車が通ったあとに残る車輪の跡であり、陥没している箇所をいいます。

125. ワンド(わんど)

洪水時のみお筋が湾曲して残された箇所や水制工等による砂州の形成によって河川の通常の流れと分離した箇所等は、流速が極めて小さい閉鎖的な水域となっています。

このように本川とつながっている水がよどむところを、ワンドといいます。

「その他記号等」

126. BOD (Biochemical Oxygen Demand) (ビーオーディー)

「生物化学的酸素要求量」と呼ばれており、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の汚濁状況を表す代表的な指標となっています。基準値は類型により異なり、1mg/L 以下～10mg/L 以下と定められています。

一般的には汚れがひどいほど値が大きくなり、10mg/L 以上になると悪臭の発生等が起こりやすくなります。

また、魚類に対しては、溪流等の清水域に生息するイワナやヤマメ等は2mg/L 以下、サケやアユ等は3mg/L 以下、比較的汚濁に強いコイやフナ等では5mg/L 以下が必要とされています。

COD (Chemical Oxygen Demand) (シーオーディー)

「化学的酸素要求量」と呼ばれており、水中の有機物を酸化剤で分解するとき消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、湖沼や海域の河川の汚濁状況を表す代表的な指標となっています。

なお、BOD と同様に汚れがひどいほど値が大きくなります。

“環境基準類型指定” 参照

生活環境の保全に関する環境基準 (河川 (湖沼をのぞく))

類型	利用目的の適応性	項目		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)
A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/リットル以下	25mg/リットル以下	7.5mg/リットル以上
AA	水道2級 水産1級水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/リットル以下	25mg/リットル以下	7.5mg/リットル以上
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/リットル以下	25mg/リットル以下	5mg/リットル以上
C	水産3級 工業用水1級 及びEの欄に掲げるもの	5mg/リットル以下	50mg/リットル以下	5mg/リットル以上
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	8mg/リットル以下	100mg/リットル以下	2mg/リットル以上
E	工業用水3級 環境保全	10mg/リットル以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/リットル以上

備考1 基準値は日間平均値とする

2 生活環境項目(BOD)の生活基準の達成状況の評価は、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータ(BOD75%値)が基準値を満足している場合とする

3 生活環境の保全に関する環境基準としては、この他に「水素イオン濃度(pH)」と「大腸菌群数」も定められている。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

127 . T.P. (Tokyo Peil)(ティーピー)

明治6年6月から明治12年11まで隅田川河口の霊岸島量水標で観測した結果から求めた平均潮位です。T.P.は東京湾平均海面、または東京湾中等潮位と呼ばれ、全国の標高の基準となる海水面の高さです。